

使用規程（保管場所提供サービス）

この規程は、当社が、お客様に対し、当社が管理する施設（以下「施設」といいます）の特定の場所を保管場所として提供するとともに、これに付帯する種々の役務を提供すること（以下「本サービス」といいます）に関して、本サービスの具体的な内容及びお客様に遵守頂くべき事項を定めたものです。お客様は、本規程の内容を十分に理解し、これを承認したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。なお、本サービスの内容によっては、サービス毎に特約が定められているものがあり、本規程と合わせて遵守頂く必要があります。

第1条（契約）

- 保管場所提供サービス利用契約（以下「本契約」といいます）は、お客様（以下「申込者」といいます）が当社所定の「利用申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記入し、署名または記名捺印（以下本契約に利用した印鑑を「お届印」といいます）のうえ、当社が審査を行い、当社がその利用を許可した時点で成立します。
- 申込書には、申込者本人が当社所定の事項を漏れなく記入・押印して下さい。記入漏れがあると、申込みの受付ができない場合があります。なお、申込者は当社に対し、本契約の申込み成立及び履行に関して提出する情報（以下「本情報」といいます）について当社が取得することについて予め同意するものとします。また、本情報は、本申込みに基づいて成立する契約に関する事項、並びに当社および関連会社の営業活動（宣伝物、印刷物の送付等）、当社事業に関するアンケートおよびその分析、当社事業のマーケティングその他の分析に関する事項以外には利用しません。
 - 当社は、取得した個人情報について、ホームページ記載等相当の方法で公表する「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に記載の内容にて取り扱います。また、お客様の事前の承諾を得ることなく、「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」を変更できるものとし、ホームページ記載等相当の方法で公表することにより、お客様に変更内容を告知いたします。なお、本規程及び関連規定を変更した場合は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。
 - 利用申込書には施設に保管する物品（以下「保管品」といいます）の保険金額を、申込者が自筆で記入のうえ申告してください。
 - 本条第1項の審査の際、または本契約成立以降の本契約に基づく事項について、申込者の住所若しくは電話または連絡先に連絡させて頂く場合があります。
 - 本条第1項の審査の結果、申込みの意に添えない場合があります。また、審査の過程や、審査結果に関するお問い合わせには一切回答できません。
 - 当社は、申込者のうち本契約が成立した者（以下「契約者」といいます）に対し、契約者による動産の保管の用に供するために申込書記載の場所（以下「本スペース」といいます）を提供します。
 - 前項の定めは、本スペースについて契約者に排他的な占有を認めるものではありません。契約者は、動産を搬入または搬出する目的のために本スペースに立ち入り、同所に滞留することができます。これら以外の目的では、本スペースを使用することはできません。

第2条（本人確認の方法）

当社は、以下の各号のうちいずれかに定める者を、本スペースの利用につき正当な権限がある者として取り扱います。万一、その者の適否又は代理権限の有無もしくは範囲等に関して問題が発生しても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

- 「カードキー」を持参し、利用申込書に記載した4桁の「暗証番号」を当社所定の方法により入力した者
- 運転免許証など当社所定の本人確認書類を持参し、契約者本人であると客観的に認められる者
- 当社の定める基準により、契約者本人のものであると当社が認める署名を記載した者
- 「契約者名義」の他、「お客様番号」又は「登録された電話番号」のいずれか一つを当社所定の方法により契約内容と相違なく伝達した者（ただし、伝達した場所が店頭の場合を除きます）

第3条（契約内容の変更）

本契約の内容を変更する場合は、当社所定の方法により手続きしてください。

第4条（契約の存続期間）

本契約の存続期間は利用開始日より1年間とします。ただし、本契約期間満了日までに、当社または契約者より書面にて解約の申し出がない場合、本契約は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第5条（本利用料）

本スペースの利用料（以下「本利用料」といいます）は申込書記載のとおりとし、当社所定の方法によりお支払い下さい。初回利用料金については、本契約成立時までにクレジットカード決済又は銀行振込（振込手数料は契約者負担）にて支払うものとします。

- 物価の変動、公租公課の増徴、近隣物件の賃料の変動、その他経済情勢等を考慮し、当社が正当な事由があると認めた場合、本利用料を改定することができます。
- 契約者は当社に対し、契約者の所有する契約者名義のクレジットカード（以下「本クレジットカード」といいます）により本利用料を

支払うものとし、契約者は当社に対し、本クレジットカードについて予め当社の指定する内容の届け出を行うものとし、

4. 契約者が本利用料の支払いに利用することができる本クレジットカードは、当社が承認したクレジットカード会社（以下「本クレジットカード会社」といいます）が発行したクレジットカードとします。
5. 契約者は、本契約に基づく当社からの請求内容について、本条第1項に基づき契約者が当社に届け出た本クレジットカード会社発行の利用明細により確認するものとし、当社は契約者に対し、請求書を発行しないものとし、
6. 契約者が本クレジットカード会社に届け出た、本クレジットカードの支払いに指定した銀行預金口座の残高不足等により、本クレジットカードによる本利用料の振替ができない場合、契約者は、当該本利用料を、当社が別途指定する所定の支払い方法により、当社が指定する期日までに支払うものとし、
7. 契約者が当社に対して支払った本利用料について、当社が契約者に返金する必要がある場合、本クレジットカード会社経由ではなく、当社より契約者指定口座へお振込にて返金いたします。
8. 契約者は、本条第1項に基づき当社に届け出たクレジットカードの番号・有効期限等に変更が生じた場合、直ちに当社所定の方法で変更の届出をするものとし、届出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。また、次の各号の一つにでも該当する場合、契約者の事前の了解なしに契約者の所属するカード会社より、当社に通知されても異議ないものとします。
 - (1) 当社に届け出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合
 - (2) クレジットカード紛失等により、当社に届け出たクレジットカードの番号が変更となった場合

第7条（保証金）

本スペースの利用に際し、当社所定の保証金を契約成立時までに納入して頂く場合があります。当社は保証金受領後、契約者に「保証金お預り証」を発行のうえ、保証金を無利子でお預かりします。

2. 契約終了時、当社は契約者から前項の「保証金お預り証」受領日の翌月末日までに、契約者が指定する口座へ振込にて返金します。なお、その際の振込手数料は契約者にご負担頂きます。
3. 本利用料が当社所定の期限までにお支払い頂けないときは、当社は何時でも契約者からお預かりしている保証金と契約者が延滞している本利用料及び損害賠償金を相殺することができます。
4. 前項の場合において、保証金を本利用料等に充当したときは、契約者は直ちに追加の保証金を納入しなければなりません。
5. 契約者は、保証金に関する債権を第三者へ譲渡又は質権設定等の担保に入れる一切の行為をすることができません。

第8条（遅延損害金）

契約者が、本利用料等本契約に基づく当社に対する債務の支払いを遅滞した場合、契約者は遅滞金額に対し、支払期限の翌日から支払い完了に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとし、

第9条（契約者の管理責任）

契約者は本スペースおよび施設の駐車スペース、玄関、通路、階段、エレベーター等の共用部分を、本来の用法に従い善良なる管理者の注意をもって利用するとともに、本スペース内の動産をその責任において管理するものとし、

2. 契約者は本契約およびこれに付随して締結した契約の各条項につき、契約者の親族、代理人、利用人、請負人、契約者の指揮監督下にある者等（以下「契約者関係者」といいます）の行為に対してもその責任を負わなければなりません。

第10条（利用時間）

契約者が、本スペースに動産を搬入し若しくは本スペースから動産を搬出し、または、これらのために本スペース内に滞留すること（以下「搬出入等」といいます）ができる時間は、当社が別に定める営業時間内に限るものとし、

2. 契約者が本契約に基づく債務の支払いを遅滞した場合、当社は、本規程に別途定める措置を講じることができるほか、当該契約者による搬出入等の全部または一部を禁止することができるものとし、

第11条（鍵の貸与等）

当社は契約者に対し、契約者が本スペースの扉の鍵（以下「本鍵」といいます）および施設入り口に設置されたセキュリティゲートのカードキー（以下「カードキー」といい、本鍵とあわせて以下「本鍵等」といいます）を貸し渡し、契約者はこれを借り受けます。なお、カードキーについては、契約者が別途当社所定の手続きにより当社所定の暗証番号等を登録するものとし、

2. 契約者は、本鍵等をその責任において管理、利用するものとし、当社は、本鍵等を持参し、正しい暗証番号をキーインした者（以下「来店者」といいます）を、本スペース利用について正当な権限がある者として取扱い、万一、当該来店者の適否または代理権限の有無もしくは範囲に関して問題が発生しても、そのために生じた損害については、当社はその責を負いません。
3. 契約者は、本スペース退出時、本スペースを本鍵にて施錠しなければなりません。
4. 契約者は、事由のいかんを問わず、本鍵等の複製および本鍵の錠前の交換を行ってはならないものとし、
5. 契約者が本鍵等を紛失した場合、契約者は当社に対し、ただちに書面にて届出をするとともに、本鍵等の交換、再発行等の費用として当社所定の金員を支払うものとし、

第12条（禁止事項）

契約者は次の各号のひとつに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 本スペースに関する本契約上の権利を第三者に譲渡、または担保に供する行為
- (2) 本スペースの全部または一部を第三者に利用させる行為、または第三者に管理させる行為

- (3) 本スペースの造作・設備の変更、模様替え等、原状を変更しようとするすべての行為
- (4) 本スペースを住居、事務所および店舗等として利用する行為
- (5) 施設および本スペース内で喫煙、飲食、滞在、宿泊する行為
- (6) 当社が設定する施設および本スペースの空調条件を変更する行為
- (7) 本スペース以外の占用、その他当社の管理規則等により禁止する行為
- (8) 施設の他の利用者、近隣住民の迷惑となる行為
- (9) 本スペース内に電話、ファクシミリ等を設置する行為
- (10) 本スペースに次条に定める保管禁止品を搬入、保管する行為

第13条 (保管禁止品)

契約者は次の各号のひとつに該当する動産を本スペースに搬入、保管してはなりません。

- (1) 現金、有価証券、通帳、貴金属等
- (2) 腐敗しやすい物品
- (3) 異臭、悪臭を発するまたは発するおそれのある物品、廃棄物
- (4) 法令により所持を禁止されている物品、公序良俗に反する物品
- (5) 灯油、ガソリン、ガスボンベ、大量のマッチ、火薬、薬物、毒物等の危険物
- (6) 動物、植物、遺骨、遺灰その他これらに類するもの
- (7) オートバイ、原動機付自転車等
- (8) 契約者が所有または占有にかかる正当な権原を有しない物品
- (9) 本スペースを破損または施設の構造に影響をおよぼすおそれのある当社が定める重量物、長尺物
- (10) 前各号のほか、当社が保管に適さないと認めた物品

第14条 (届出事項)

契約者は次の各号のひとつに該当するときは、直ちに書面によって当社に届出をするものとします。なお、届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (1) 氏名、商号、住所、その他届出事項に変更があった場合、または変更しようとする場合
- (2) 施設または本スペースについてその原因を問わず損傷、故障等を発見した場合
- (3) 第9条に基づき契約者が登録したカードキーの暗証番号を失念した場合
- (4) 前各号の他、本契約の内容に影響を及ぼす事態が生じた場合

第15条 (当社の立入り権)

当社または当社の指定する者は、次の各号のひとつに該当する場合、本スペース内に立入りの上、契約者に対し適宜の処置を求めること、または自ら適宜の処置を講ずることができるものとします。

- (1) 契約者の本利用料等の支払いが支払い期日より起算して、1ヶ月以上経過し延滞した場合
- (2) 火災、水漏れ等、施設または本スペースの維持保全等必要がある場合
- (3) 法令に基づき官公庁が立入りを求めた場合
- (4) 契約者が正当な理由なく本スペースの保守、点検、修繕等の立合いを断った場合
- (5) 第13条に定める保管禁止物品の持込み等の疑いがあり、契約者が正当な理由なく立合いを断った場合

第16条 (緊急時の立入り制限)

次の各号の場合には、契約者の安全を確保するため、当社は本サービスを提供する施設への立入りを一時的に制限することができるものとします。

- (1) 地震、火災、津波、高潮、大水又は暴風雨等の災害時
- (2) 戦争、事変、暴動発生時、もしくはこれらの発生が予見されるとき
- (3) 前各号の内容と同程度の危機が契約者に及ぶ可能性が予見されるとき

第17条 (損害賠償)

契約者または契約者関係者が、本スペースの利用に際し、故意または過失により、当社または第三者に損害を与えた場合、契約者はこれを賠償しなければなりません。

第18条 (免責)

地震、火災、風水害等の災害、戦争、事変、テロ行為、盗難、労働争議、示威運動、第三者の行為等、その他当社の責に帰することのできない事由に起因して契約者が蒙った損害については、当社はその責を負いません。

- 2. 契約者が第13条に違反して、同条に規定する保管禁止品を搬入、保管したことにより発生した損害については、当社はその責を負いません。
- 3. 当社が設定する施設および本スペースの空調条件に起因した損害については、当社はその責を負いません。
- 4. 施設または本スペースの修繕等による施設または本スペースの利用制限、制約等については、当社はその責を負いません。
- 5. 契約者と第三者との間で生じた損害については、事由の如何にかかわらず当社はその責を負いません。

第19条 (契約者が死亡した場合の取り扱い)

契約者が死亡した場合、次項に掲げる者を、本契約に関する正当な権限を有する者（以下「継承者」といいます）として取り扱います。

2. 前項の継承者とは、契約者の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹並びに契約者の死亡当時、契約者の扶助によって生計を維持していた者および契約者の生計を維持していた者としします。
3. 前項に規定する継承者が数人ある時は、同項に掲げる順序により先順位にある者を継承者としします。
4. 前項に規定する同順位の継承者が複数人いる時は、当社においてそのうちの1名を継承者として取り扱うことができます。この場合、当社がその者に対して本契約に基づく義務を履行したときは、他の継承者との関係でも免責されるものとします。

第20条（本スペースの変更）

次の各号に掲げる場合、当社は、本サービスを一時中止することができるものとします。また、この場合、当社は、本スペース内に残置されている動産を、本スペースから搬出して別の場所に移動させることができるものとします。

- （1）存続期間の満了、中途解約、解除その他の理由によって本契約が終了したとき。
- （2）所定の期限が経過しても、利用料その他本契約に基づく債務を履行しなかったとき。
- （3）施設の閉鎖、建替え、修理若しくは用途の変更、本スペースの模様替え若しくは補修を行う必要があるとき。

第21条（中途解約）

契約者からの申し入れにより本契約を解約する場合は、当社所定の方法にて当社に通知してください。なお、契約者が支払う解約月の本利用料は、解約日が属する月の1ヶ月分の保管料とします。

2. 施設の閉鎖、建替え、修理若しくは用途の変更、本スペースの模様替え若しくは補修、本サービスの一部終了、当社における本サービス事業からの撤退その他必要があるときは、当社は、契約の存続期間中であっても、契約者に対して本契約の解約を申し入れることができるものとします。この場合、当該解約の申し入れがあった日から3ヶ月を経過した日をもって、本契約は終了します。
3. 前項の定めにかかわらず、当社の責めに帰すべき事由によらないで本サービスを継続することが困難になったときは、当社は、契約者に対して即時に本契約の解約を申し入れることができるものとします。
4. 前二項に定める場合、契約者は、当社に対して損害賠償その他の請求をすることはできません。

第22条（契約の解除）

当社は、契約者において次の事由が発生したときは、催告等の手続きを要せず直ちに本契約を解除することができるものとします。なお、本項各項の事由により当社又は第三者が損害を蒙った場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。

- （1）利用料、その他本契約に基づく支払いを1ヶ月分以上遅滞した場合
- （2）第12条に違反した場合
- （3）本鍵等の改ざん、不正使用その他相当の理由があるとき
- （4）契約者または契約者関係者が、本スペースの利用に際し、故意または過失により、当社又は第三者に損害を与え、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があるとき
- （5）手形、小切手の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けたとき、仮差押・仮処分・強制執行・破産・会社更生の申立てを受けまたはなしたとき、または解散もしくは死亡、成年被後見人の宣告等があったとき
- （6）利用申込書に記入・押印された内容が事実と反することが明らかになったとき
- （7）警察の介入を生じる犯罪行為があった場合
- （8）契約者またはその関係者が、暴力団若しくは極左・極右暴力団の構成員、またはこれらの支配下にあるものと判明した場合
- （9）その他本契約の各条項に違反したとき

第23条（契約の消滅）

本契約は、施設が天災地変、その他当社の責に帰することのできない事由により損壊し、または自然劣化により大修繕を要する場合、または公共機関等による収用等により本契約の目的を達成することが不可能となったときには終了します。この場合、当社または契約者は相手方に対し何らの権利を主張することができません。

第24条（契約の終了）

本契約が期間満了または解約等により終了する場合、契約者は本契約終了日までに、当社より貸与した本鍵等を全て返却し、自己の費用をもって本スペース内の動産一切を施設敷地外に搬出しなければなりません。

2. 契約者が前項の債務を履行しないときは、当社は任意に契約者の負担で前項の搬出を行うことができるものとします。
3. 契約者が本契約終了日までに本スペース内の動産を搬出できなかった場合、また、当社より貸与した本鍵等を全て返却できなかった場合、契約者は本契約終了日の属する月の翌月1日から搬出完了日に至るまでの本利用料の倍額相当額の損害金を支払い、かつ搬出遅延により当社が蒙った損害を賠償しなければなりません。

第25条（譲渡質入禁止）

本契約に基づく一切の権利義務の譲渡又は本鍵等の譲渡、質入はできません。

第26条（集合物譲渡担保）

契約者は、本契約に基づいて当社に対して負担する一切の債務の履行を担保するため、当社に対し、本スペース内に存在する一切の動産（現在存在する物はもとより、今後搬入される物を含みます。以下これらをまとめて「担保動産」といいます）を譲渡するとともに、占有改定の方法によりこれを引き渡すものとします。

2. 本契約が存続している間は、契約者は、担保動産を自由に搬出または処分することができ、搬出または処分された動産は担保動産から

除かれるものとします。

3. 本契約が終了したときは、契約者は、当社の承諾なくして担保動産を搬出または処分してはならず、当社は、担保動産を任意の方法によって処分し、処分等に要した経費を除いた残額を契約者に対して有する債権の額と対当額で相殺することができるものとします。

第27条（反社会的勢力の排除）

契約者は当社に対し、次の各号の事項を誓約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
 - (3) 前号に定める場合のほか、反社会的勢力と一切の関係を有していないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、当社に対する脅迫的な言動又は暴力行為、偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害する行為、信用を毀損する行為をしないこと
2. 当社は、契約者が前項に定める誓約事項に反することを秘して契約を締結した事実が判明したとき、または、契約の締結後に誓約事項に反する事実が生じたときは、何らの催告を要せずして、直ちに契約者との間で締結した契約を解除するものとする。
 3. 前項の事由により契約が解除され、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第28条（通知および催告）

当社が、本契約に基づき契約者が当社に届け出た契約者の住所（契約者より変更通知があった場合は、当該通知があった住所）にあてて通知または催告を行なった場合は、当該通知または催告は通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなします。

第29条（準拠法）

本契約に関する準拠法は日本法とします。

第30条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（定めなき事項）

本契約に定めなき事項については、当社と契約者が誠意をもって協議のうえ処理するものとします。

第32条（本規程の変更）

当社は、お客様の事前の承諾を得ることなく、本規程及び関連規定を変更できるものとし、店頭表示、ホームページ記載、その他相当の方法で公表することにより、お客様に変更内容を告知いたします。なお、本規程及び関連規定を変更した場合は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

第33条（特約事項）

当社は、本契約期間中、契約者のために、本スペース内の動産を、申込書の保険金額を限度とし、当社が適当とする保険者の次に掲げる損害をてん補する火災保険（以下「本火災保険」といいます）を付保します。

- (1) 火災による損害
 - (2) 落雷による損害
 - (3) 破裂または爆発による損害
2. 前項各号に定める事由（ただし、地震に起因するものを除きます）により、本スペース内の動産が損害を蒙り、本火災保険の適用がある場合、第18条第1項の規定にかかわらず、当社は契約者に対し、頭書記載の保険金額の範囲内で、実損害額を限度として当該損害を賠償するものとします。ただし、契約者または契約者関係者の責に帰する事由、または契約者もしくは契約者関係者が本契約に違反したことにより生じた損害についてはこの限りではありません。

以上
2013.08 制定
2018.06 改訂